

# 熊本大学元大学院生による研究活動上の不正行為（盗用）の認定について

## 1. 概要

令和6年7月2日、本学元大学院生が在学中に発表した論文について、盗用の疑義がある旨の告発があった。予備調査の結果を受けて本調査を行うこととし、研究活動調査委員会を設置した。本調査の結果、研究活動上の不正行為である「盗用」が行われたと認定した。

## 2. 本調査の体制、調査方法、調査結果等について

### (1) 調査委員会による調査体制

5名（内部委員2名、外部委員3名）

委員長	富澤 一仁	熊本大学理事・副学長（研究不正及び研究費不正防止担当）
委員	門岡 康弘	熊本大学大学院生命科学研究部 教授
委員	浅井 雅志	京都橘大学 名誉教授
委員	石原 浩澄	立命館大学 教授
委員	本田 悟士	竹中・本田法律事務所 弁護士

### (2) 調査の方法

#### ①調査対象

ア) 調査対象者：熊本大学大学院社会文化科学研究科（現在は大学院社会文化科学教育部） 元大学院生

イ) 調査対象論文：1編（国内の学術誌：2018年）

#### ②調査方法

- ・ 告発内容および予備調査内容の確認
- ・ 告発内容に関連する資料の収集
- ・ 上記資料の内容吟味、調査対象論文と先行研究の比較
- ・ 調査対象者からのヒアリング
- ・ 調査対象者の指導教員からのヒアリング

### (3) 本事案に対する調査委員会の調査結果を踏まえた結論

（結論）

#### ① 認定した不正行為の種別

- ① 特定不正行為：盗用
- ② 特定不正行為以外の不正行為：資料の不適切な保管

② 「不正行為に関与した者」として認定した者

熊本大学大学院社会文化科学研究科（現在は大学院社会文化科学教育部）  
元大学院生

（認定理由）

調査対象論文と先行研究の各文章を照合したところ、告発内容及び予備調査委員会の調査結果のとおり、計 5,800 字、32 カ所において語句・文章が同一であることを確認した。

また、当該元大学院生が行った学会発表については発表スライド最後の文章が同一記述であり、先行研究あるいは先行研究者に関する表記が一切ないことを確認した。

さらに、当該元大学院生が行った別の学会発表について、関連資料の提出を求めたが、元大学院生はそれらを見つけ出せず、提出されなかった。

これらのことから、特定不正行為である「盗用」及び特定不正行為以外の不正行為である「資料の不適切な保管」と認定した。

（4）認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

該当なし

### 3. 本学が行った措置

（1）論文の取り下げ

被認定者に対し、不正行為を認定した論文の取り下げ勧告を行った。

（2）被認定者に対する大学の対応（処分等）

被認定者はすでに本学を退学していることから、処分等は行わない。

### 4. 発生要因及び再発防止策

（1）発生要因

① 論文の作成および提出がもたらす心理的負担

被認定者の研究進捗の遅れがもたらす焦燥感や窮迫感、論文を予定した期限内に提出しなければならないという義務感など状況が大きな心理的負担となり、今回の盗用発生の一要因として考察された。

② 研究倫理の認識不足

被認定者は、今回のヒアリングの中で研究倫理教育を受けていないと述べており、研究倫理の重要性の自覚が欠如していた。

③ メンタルヘルスの悪化

被認定者は、学内保健センターで面談などの支援を受け、さらに専門の医療機関を受診しており、メンタルヘルスの不調が診断書に記載されていることから、メンタルヘル

スの不調も、①に記載している心理的負担と関連し、②に記載している研究倫理遵守の意識を低下させた原因となっている。

④ 指導教員等による研究不正チェックの未実施

指導教員は調査対象論文は投稿されないものと判断していた。また、被認定者のメンタルヘルスを気遣いつつ、自らの許可を投稿の条件とすることはアカデミックハラスメントにつながりかねないと考えていたことから、結果的に、調査対象論文は指導教員による内容確認を受けずに投稿され、それが盗用であることが誰からも覚知されずに掲載された。

指導教員は担当する授業において不適切な引用や模倣を疑う際には、盗用のリスクを学生に伝え、先行研究の十分な精査を求めており、被認定者の調査対象論文を事前にチェックしていたなら、今回の盗用を未然に防止できた可能性はある。

(2) 再発防止策

① 大学院生に対する研究倫理教育の実質化

大学院生について、部局において研究倫理教育の現状を点検した上で、研究倫理教育の受講率管理を徹底し、モニタリングすることとする。

② 学外講師による研究分野ごとの大学院生向けの講演会の実施

一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) 等が実施している講師派遣 (紹介) を活用し、人社系・自然系・生命系ごとに学外講師による大学院生向けの講演会を企画する。

③ 指導教員への意識調査の実施

例年実施している「熊本大学における研究不正防止計画」に基づく意識調査 (アンケート) に、指導教員に対する質問を適宜追加して実施し、学生への倫理教育の実態を把握する。それを踏まえ、カリキュラムへの必修化など必要な対策を検討する。

④ 大学院生が論文や著書を発表する場合に指導教員が発表前に行う当該論文・著書をチェックする仕組み・手順の構築

⑤ 学生に対するメンタルヘルス対策

今回の事案においては、メンタルヘルスの不調を招いたことが、研究倫理遵守意識を低下させ盗用につながったと考えられることから、指導教員によるきめ細かい指導のほか、関連部署との連携を密にし、より効果的な支援体制について検討する。